

・介護特定処遇改善加算とは

特定処遇改善加算は、技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的に、介護報酬をさらに加算して支給する制度です。内閣府が2017年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」で提示されました。

・特定加算を算定するためには

特定処遇改善加算を算定するためには、下記の要件を満たしている必要があります。

- ① 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ② 職場環境要件について、「資質の向上」・「労働条件・処遇改善」・「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ③ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること(2020年より)

制度上の詳細につきましては下記リンクの資料をご参照下さい。

特定処遇改善の詳細(厚生労働省資料)

<https://www.yurokyo.or.jp/pdf.php?menu=item&id=2364&n=1>

・当法人の職場環境改善の取り組みについて

- ① 介護職員処遇改善加算の賃金改善に関する規程内容

※加算Ⅰを算定

国が算定する介護職員処遇改善加算により、介護業務に従事する職員に対して処遇改善手当を支給する。支給については、対象期間中の処遇改善計画書における見込額により、月額を支給額を決定し支給する。尚、年度処遇改善加算額が確定後、最終月(5月)でその支給額を調整し支給する。

令和2年度 介護職員処遇改善の見込み額 39,306,372円

② 介護職員特定処遇改善加算の賃金改善に関する規程内容

※施設・デイサービス・小規模：特定加算Ⅰ、短期入所：特定加算Ⅱを算定

(4～3月)の介護職員等特定処遇改善計画書における見込み額により、下記配分率により支給額を決定し年度末の支給する。尚、賃金改善実施期間(6～5月)最終月で余剰金が発生した場合には下記配分率により更に配分する。

令和2年度 介護職員等特定処遇改善の見込み額 10,127,712円

- (1) 経験・技能のある介護職員。ただし、介護福祉士資格を有し、当法人に10年以上勤務する介護職員。
- (2) その他の介護職員(1)以外の介護職員)。
- (3) その他の職員(看護師、相談員、機能訓練士、介護支援専門員、栄養士、調理員、事務員など)。ただし、支給月前年の年収が440万円以上の職員は対象外とする。

(配分率 (1) : (2) : (3) = 2 : 1 : 0.5

③ キャリアパス要件について〈 処遇改善加算 〉

- (1) 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- (2) (1)に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- (3) (1) (2)について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。
- (4) 教育計画スケジュールを作成し、個別のキャリアパス基準表に記載する職能業務で必要な研修に参加。人事考課を実施し、昇給及び昇格などに能力評価を実施している。
- (5) 初任者研修、実務者研修費用や、介護福祉士受験費用を法人で負担し、資格取得のサポートを実施。

(6) 一定の基準に基づき、定期の昇給を判定する仕組みを整備している。

④ 職場環境等要件について

(資質の向上)

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援。
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

(労働環境・処遇の改善)

- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入。

(その他)

- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮。
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上

⑤ 見える化要件について〈 介護職員等特定処遇改善加算 〉

この度、当法人は介護職員等特定処遇改善加算を算定を行う上で、上記の必要要件の実施と共に、介護職員等の処遇改善に向け、具体的な取り組みにつきまして当ホームページを活用し、外部から見える形で公表させていただきます。